

V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

1. 児童虐待防止対策の充実

(1) 現状と課題

児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

練馬区における虐待相談件数は、平成20年度は374件であり、平成17年度の275件から、年々増加しています。これらに対応するためにも、児童虐待防止対策を充実する必要があります。

区と都における児童虐待への対応については、住民に身近な区において虐待の未然防止・早期発見を中心に取り組み、東京都児童相談センターは、専門的知識および技術を要するケースへの対応や、区の後方支援を中心に担当して、相互に連携を取りあっています。

練馬区は、児童の虐待防止等に関する法律（平成12年制定）の施行以来、積極的に児童虐待防止体制の整備を進めてきました。平成18年度には、これまで設けていた練馬区児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行し、学校、保育所等を含めた区の関係機関、民生児童委員協議会、人権擁護委員、私立幼稚園協会、私立保育園協会、医師会、歯科医師会、児童相談所、警察署などの幅広い関係機関が連携を図っています。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として子ども家庭支援センターを指定しています。協議会では、児童虐待の予防、早期発見、問題解決のための援助を目的として、「児童虐待防止マニュアル」を平成15年度に作成し、平成20年度に改訂を行いました。現在、各関係機関は、マニュアルに基づき虐待防止対策に取り組んでいますが、関係機関の主体的な取組と効果的な連携をより一層強化する必要があります。

また、子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を、関係機関や区民を対象に、重点的に実施する必要があります。

そのためには、児童虐待防止の中核的機関である子ども家庭支援センターの機能の充実を図る必要があります。

(2) 施策の方向

児童虐待に関する通報・相談窓口として、子ども家庭支援センターを区内5か所に設置していきます。併せて区では、区民がいつでも身近なところで気軽に相談でき、適切な対応ができるように、保健相談所・総合福祉事務所・総合教育センターなどの相談窓口を設けています。また、子どもと家庭の最も身近な地域で、児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、要保護児童対策地域協議会が設ける地域子ども家庭支援ネットワーク会議を、4総合福祉事務所の地域に対応して4地域に設けており、児童虐待の情報の交換や児童虐待対応の連携強化を図っています。

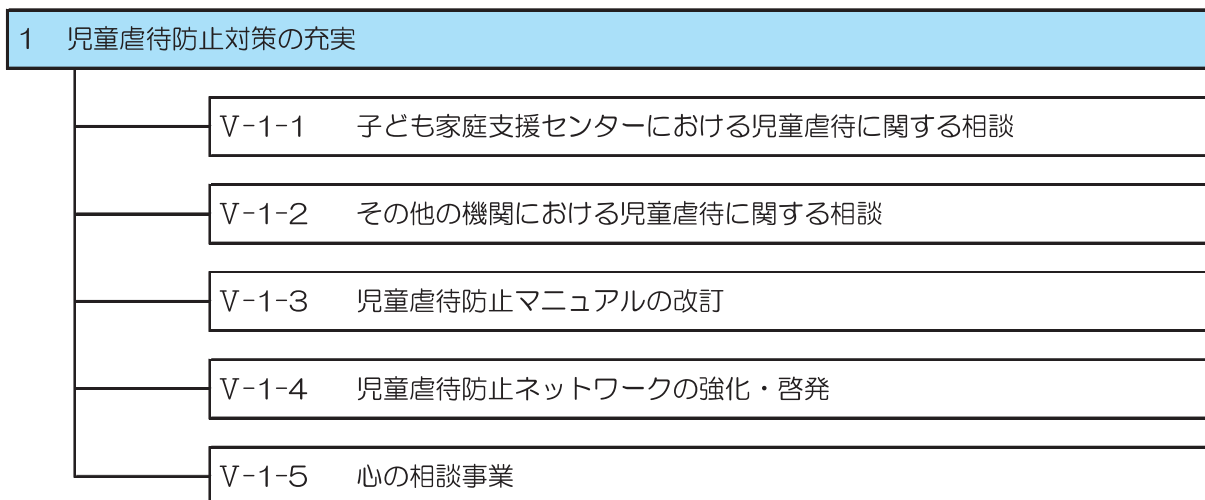
関係機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携して子どもと家庭の抱える困難な問題を解決していくためには、マニュアルの整備が必要です。子ども家庭支援センターは「児童虐待防止マニュアル」の改訂を進めます。

なお、児童虐待に関する継続的な対応については、練馬子ども家庭支援センターに機能を集中するとともに、地域の関係者などがネットワークを形成して適切に援助していくことができるように、各子ども家庭支援センターが支援します。

さらに、保護者から受ける相談について、深刻な悩みには、心の相談事業の参加を案内し、母親同士のグループミーティングを通じて考え、話しあうことで参加者自身の「育てる力」の向上と、虐待予防を図ります。

また、区全域や各地域などで機会を捉えて子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を区民および関係機関を対象に実施します。

(3) 施策の体系



【トピック】

児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の防止と、早期発見を行うためには、関係機関が連携し、必要な情報の交換を行うとともに、児童およびその保護者等を支援していくためのネットワークを構築する必要があります。

練馬区においては、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが、その調整機関となっています。

代表者会議、実務者会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、個別ネットワーク会議の4種類の会議を開催し、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容（支援にあたっての援助方針、具体的な方法および時期、各機関の役割分担など）に関する協議を行っています。

2. ひとり親家庭の自立の支援

(1) 現状と課題

国勢調査によると、練馬区内の母子家庭は平成7年と平成17年の比較で約100世帯増加し、6歳未満の子どものいる世帯も約50世帯増加しています。父子家庭では、平成7年と平成17年の比較で世帯数、6歳未満の子どものいる世帯数ともに減少しています。(図表4-30、31)

図表4-30 ひとり親家庭の状況—母子家庭の状況

年	母子世帯数(世帯)					母子世帯人員(人)					1世帯あたり子どもの数(人)
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どものいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どものいる世帯	
平成 2	2,544	1,350	954	240	344	6,544	2,700	2,862	982	914	1.6
7	2,707	1,512	955	240	495	6,874	3,024	2,865	985	1,276	1.5
12	3,298	1,784	1,178	336	708	8,520	3,568	3,534	1,418	1,928	1.6
17	2,815	1,476	1,039	300	541	7,349	2,952	3,117	1,280	1,507	1.6

国勢調査 各年10月1日

図表4-31 ひとり親家庭の状況—父子家庭の状況

年	父子世帯数(世帯)					父子世帯人員(人)					1世帯あたり子どもの数(人)
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どものいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どものいる世帯	
平成 2	474	268	161	45	24	1,204	536	483	185	71	1.5
7	460	263	155	42	46	1,163	526	465	172	122	1.5
12	434	239	152	43	54	1,110	478	456	176	145	1.6
17	345	207	110	28	33	862	414	330	118	94	1.5

国勢調査 各年10月1日

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの課題を抱え込むことになり、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭では、母親が、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことになった直後からその生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面することになります。その多くは課題が複雑に重なり合っており、総合的に支援する必要があります。

その他、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において、適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯が抱える問題に対し、相互に支えあう仕組みを活用することなどが求められており、きめ細かな施策を展開することが重要です。

母子家庭については、子育てをしながら母親が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、就労支援施策を推進する必要があります。父子家庭については、仕事と家事・育児の両立で困難に陥っている例が多く、家事援助などの生活支援が必要です。

区では、ひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当や児童育成手当の支給、各種福祉資金の貸付、母子生活支援施設の設置や緊急一時保護施設の確保、ホームヘルプサービスや休養ホームの提供等さまざまな事業を実施しています。

今後も引き続きひとり親家庭への支援を充実するとともに、特に母子家庭の経済的自立を目指した事業の充実を図る必要があります。

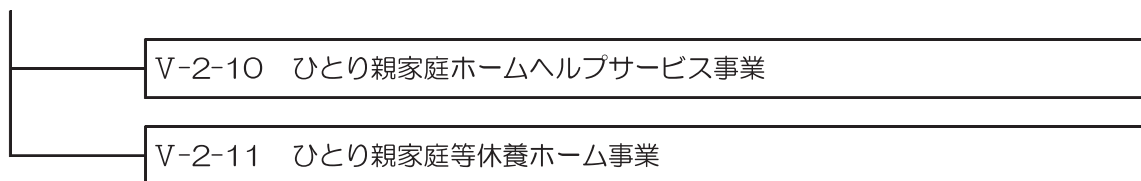
(2) 施策の方向

国は、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き、離婚後の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立を支援する方針です。区では、ひとり親家庭の就労活動の支援を行う体制の整備を図りながら、自立に向けた職業能力の開発などの就労支援事業の充実を図るため、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業・ひとり親家庭高等技能訓練促進費事業・母子自立支援プログラム策定事業を実施しています。このうち、自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業については父子家庭も対象に加え、ひとり親家庭への施策として充実を図っています。

今後も各種相談、生活支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

(3) 施策の体系





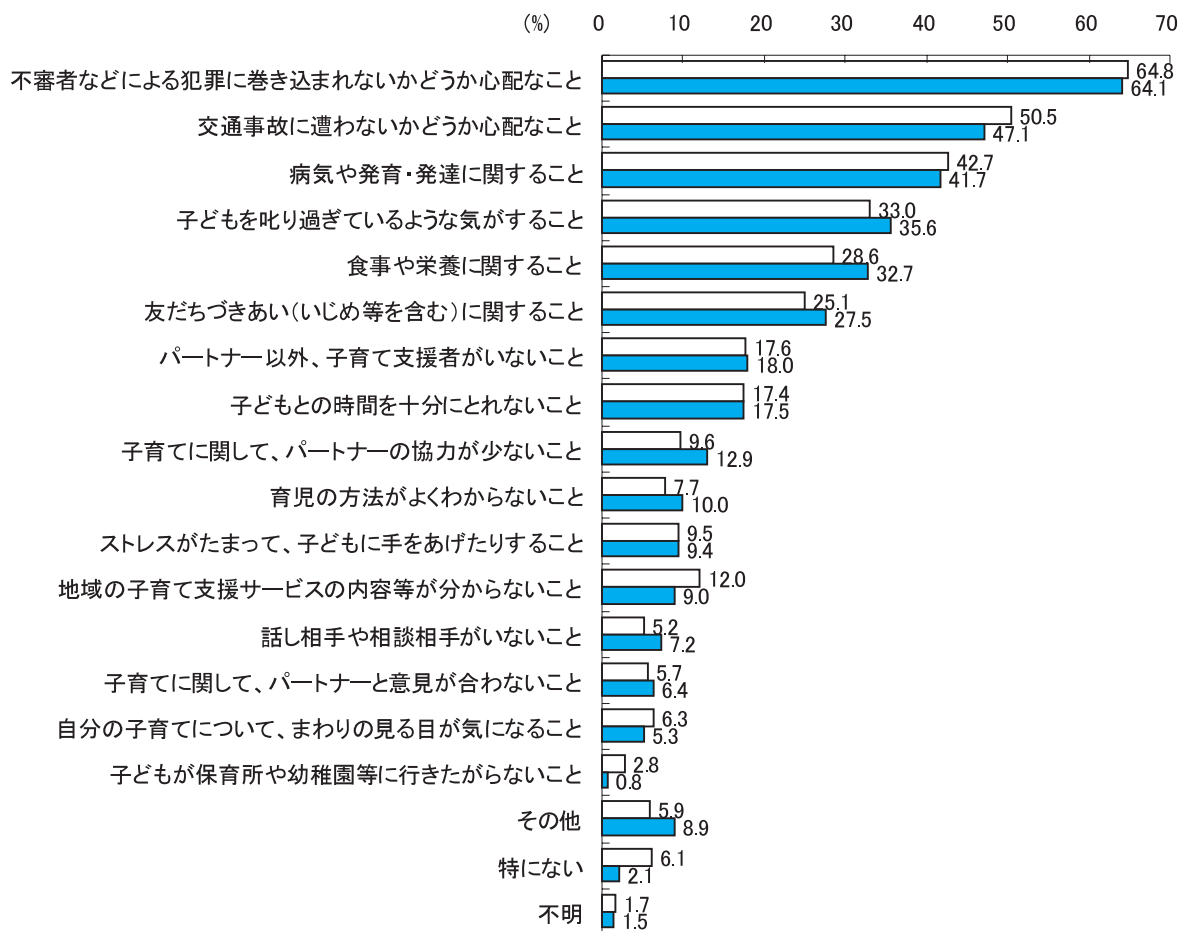
3. 障害児の健全な発達の支援

(1) 現状と課題

障害児が乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で必要な援助を受けながら自立や社会参加ができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が求められています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、『子どものことで心配に感じている、気になっていること』について、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%で第3位になっています。また、平成15年度調査も同様の結果でしたが、平成15年度調査の方がわずかに割合が高くなっていました（図表4-32）。

図表4-32 子どものことで心配に感じていること、気になっていること（就学前児童の保護者）



□ 平成15年度(前期調査 n=1,023) ■ 平成20年度(後期調査 n=1,835)

出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

発達に心配のある乳幼児の保護者や兄弟姉妹は、精神的・肉体的に大きな負担をかかえている場合が多く、早期支援が必要です。

子どもの発達は出生から3歳までの変化が著しいため、障害を早期に発見し、保護者も含めた支援体制を確立することは、障害児の健全な発達を支援するうえで重要です。

練馬区では、昭和54年に心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）を開設し、障害のある乳幼児に対する相談・療育を実施してきました。

しかし、近年、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等の発達障害や発達リスクのある児童の相談件数が増加しています。そのため、増加する相談・療育のニーズに対応する支援体制の検討が必要です。また、障害児への療育、相談などを実施している民間団体に対する支援も必要です。

平成19年4月より、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくことになりました。現在、幼稚園、小学校、中学校では支援体制を整備し、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行っていくことが求められています。

中・軽度の障害児については、保育所や学童クラブにおいて受入れに努めていますが、その充実が必要です。重度の障害児については、保育所や学童クラブは集団保育のため受入れが困難な状況にあり、特別支援学校に通学する児童生徒の放課後の居場所づくりなどが求められています。また、障害児の保護者の負担軽減のために障害児を預かるなどの援助も求められています。

さらに、障害児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、子どもを含めた地域の人々が障害に対する理解を一層深めるとともに、経済的支援や生活支援などをすすめることが必要です。

（2）施策の方向

発達に心配のある乳幼児が抱える問題をできるだけ早期に発見し、早期の療育を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携に努めます。さらに、現在心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、（仮称）こども発達支援センターを整備します。

また、民間幼児・児童訓練教室への支援を含め、一人ひとりの発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。

学校教育では、特別支援教育とのかかわりの少ない教員も含め、教員全体の専門性の向上を図ります。保育所、学童クラブでは、障害児の受入れ拡大に努めます。また、特別支援学校に通学する児童生徒については、関係機関や保護者と連携して放課後の居場所づくりへの支援を検討します。

経済的支援や生活支援などの障害児に対する支援事業を実施し、障害児の自立や社会参加を支援していきます。

(3) 施策の体系

3 障害児の健全な発達の支援	
	V-3-1 発達に心配のある子どもに対する診察・相談
	V-3-2 心身障害者（児）歯科相談
	V-3-3 心身障害者（児）歯科診療
	V-3-4 障害児の早期療育
計画事業	V-3-5 特別支援教育に関わる教員の専門性の向上
	V-3-6 幼稚園における障害児教育
	V-3-7 障害児保育
	V-3-8 学童クラブでの障害児の受入れ等
	V-3-9 特別児童扶養手当の支給
	V-3-10 児童育成手当（障害手当）の支給
計画事業	V-3-11 心身障害者（児）に対する住宅改造・改善の助成
計画事業	V-3-12 心身障害者（児）に対する居宅系サービスの充実
計画事業	V-3-13 日常生活を容易にするための各種援助
	V-3-14 福祉タクシー等事業
	V-3-15 チェアキャブ運行事業への補助
	V-3-16 民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等
	V-3-17 特別支援教育の推進
計画事業	V-3-18 （仮称）こども発達支援センターの整備

(4) 施策の体系

V-3-5 特別支援教育に関わる教員の専門性の向上

事業の概要				担当課
特別支援教育理解のための研修、特別支援教育コーディネーター養成のための研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ることにより、特別支援学級および通常学級における特別支援教育の一層の充実を図ります。				教育指導課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
幼小中学校の教員	区	特別支援教育理解のための研修会 年間4回 特別支援教育コーディネーター養成研修会 年間6回	研修内容の充実を図る	特別支援教育理解のための研修会 年間4回 特別支援教育コーディネーター養成研修会 年間6回 研修を充実させ、特別支援学級および通常の学級における特別支援教育の一層の充実を図る

V-3-11 心身障害者（児）に対する住宅改造・改善の助成

事業の概要				担当課
重度の心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、浴室、トイレ、玄関等の改善工事などに対する「住宅設備改善費の給付制度」の普及に努めます。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
心身障害者（児）	区	障害児における住宅設備改善費の給付 50件	250件/5年間	50件/年

V-3-12 心身障害者（児）に対する居宅系サービスの充実

事業の概要				担当課
心身障害児に必要なサービスが十分に供給されるよう、また、心身障害児の家族の病気や事故、レスパイト（休養）などのため、一人ひとりのニーズを把握し、効率的効果的な居宅系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・児童デイサービス）の提供の充実を図ります。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者	区	障害児における居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 利用時間 548,681時間 短期入所 利用日数 9,340日 児童デイサービス 利用日数 7,160日	年間10%前後の伸び	障害児における居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 利用時間 750,000時間 短期入所 利用日数 15,000日 児童デイサービス 利用日数 10,000日

V-3-13 日常生活を容易にするための各種援助

事業の概要				担当課
重度の心身障害者（児）に対して、日常の生活を容易にしたり、介護者の負担を軽減するための用具を給付または貸与します。心身障害者（児）のニーズに配慮した給付品目や給付体制を検討します。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
心身障害者（児）	区	障害児における日常生活用具給付・貸与件数 8,836件	年に10%前後の伸び	障害児における日常生活用具給付・貸与件数 13,000件

V-3-18 (仮称) こども発達支援センターの整備

事業の概要				担当課
発達に心配のある子どもが抱える課題を早期に発見し、発達を支援するため、相談・療育事業を実施してきた心身障害者福祉センターの実績を踏まえ、より機能を強化するため、(仮称) こども発達支援センターを整備します。 (仮称) こども発達支援センターの機能としては、相談、通所による療育、関係機関への支援と連携、家族への支援、地域住民の啓発などを想定しています。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
発達に心配のある18歳未満の者	区	基本計画策定	(仮称) こども発達支援センターの開設	(仮称) こども発達支援センターの開設